

# 監査品質のマネジメントに関する年次報告書

自 2024 年 12 月 13 日

至 2025 年 6 月 30 日

プログレス監査法人

2025 年 12 月発行

## 目次

### I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

1. 当監査法人の統括代表社員からのメッセージ	1
2. 当監査法人の概要	3
3. 当監査法人の特徴	3

### II. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤	4
2. 組織・ガバナンス基盤	6
3. 人的基盤	8
4. IT 基盤	9
5. 財務基盤	9
6. 国際対応基盤	10

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの対応状況

# I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

## 1. 当監査法人の統括代表社員からのメッセージ

### ごあいさつ

皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、日本経済は、1991年のバブル崩壊から立ち直り、いわゆるバブル復興景気が2004年から数年間続いておりました。ところが、2007年夏の米国におけるサブプライムローン破綻を契機に世界的な金融危機や円高に加え、2011年春の東日本大震災の影響もあり、景気の低迷が続いておりました。

一方、2012年の第2次安倍内閣になり、3本の矢、すなわち、金融政策による円高の是正・財政政策による景気の刺激・規制緩和により、2013年から2018年にかけて、景気は緩やかに回復してきました。しかしながら、2018年からのトランプ政権の中国との貿易摩擦により、中国の景気に陰りがみえはじめ、2020年のコロナによる 世界的な経済の低迷が続いておりました。

ようやく、2022年9月から海外渡航のPCR検査が不要になり人の往来が可能になり、世界的な経済も上向き始めました。ところが、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻で、世界的な緊張が高まっており、予断が許せません。

このような世界情勢の中、日本経済は、中国経済の低迷を受けながらも新しい需要を取り込み、また観光産業の活況を受けて2022年以降株価が回復し景気が上向いています。2023年以降、地球規模で見ると地域的な経済格差も広がっており、日本におきましても円安の影響で業界によって明暗が生じています。

厳しい状況は続きますが、経営者が経営の舵取りを的確に行うことで、目標に向かって成功を勝ち得る事を願っております。また、皆様と一緒に、日本経済の発展に少しでも寄与できることを誇りに思っております。

### [法人名称の由来]

当監査法人名の法人名にもなっております「プログレス(Progress)」には、「進展」、「進歩」、「発達」、「進む」、「発展する」という意味があります。

### [基本理念]

プロフェッショナルなメンバーが集まり、監査品質の向上を推し進め、資本市場の適正化に資することで日本経済に貢献致します！

### [経営理念]

- ・当監査法人は、上場企業内において決算開示実務を経験した目線と、大手監査法人において多種多様な企業を対象に会計監査をしてきた経験の両方を活かせるプロ集団によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保に努め、健全な資本市場の構築を担います。そのために、当監査法人は、監査業務の品質管理の維持・向上にも努めます。
- ・当監査法人は、監査業務の品質を重視する組織風土(※)を醸成するために、品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び運用される法令等を遵守して業務を実施することを監査従事者等に伝達します。

#### [組織風土] ※

1. 会計基準、監査基準の改正への対応に監査法人全体で取組み、研修会を実施する。
2. 専門家として職業倫理の向上に努め、監査品質の維持・向上を図る。
3. クライアントに対する独立性を保持し、守秘義務を保持する。
4. スタッフ間のコミュニケーションを重視する。
5. クライアントとのコミュニケーションを重視する。
6. 監査法人内ではホウレンソウ(報告、連絡、相談)に重点を置く。
7. 強みの分野を有するメンバーは、リーダーシップを発揮する。
8. お互いの弱点を補完して助け合い、監査法人全体で成長する。
9. クライアントに対しては、適切な会計を指導し、研修会を実施する。
10. 証券市場を円滑化することで、日本経済に貢献することを旨とする。

2025年6月30日

プログレス監査法人

統括代表パートナー 柴田 洋

## 2. 当監査法人の概要

名称	プログレス監査法人 (Progress Co.)			
設立	2024 年 12 月 13 日			
役員構成	総括代表パートナー	柴田 洋	代表パートナー	岡田 千穂
	パートナー	安田 宏	パートナー	山添 清昭
	パートナー	井川 雅貴	パートナー	谷嵐 俊之
メンバー	パートナー公認会計士	6 名		
	専門職員			
	公認会計士	4 名		
	監査補助者	1 名		
	事務系職員	2 名		
クライアント	金融商品取引法・会社法監査 1 法人			
所在地	[東京事務所] 東京都豊島区西池袋 1-9-11 カーサ池袋 209 号 TEL : 03-6314-6222 FAX : 03-6317-1834			
	[大阪事務所] 大阪市中央区北浜一丁目 1 番 14 号 北浜 1 丁目平和ビル 8 階 TEL : 06-6202-0888 FAX : 06-6202-0889			

## 3. 当監査法人の特徴

### (1) 当監査法人の特徴

監査法人は会計監査を主たる業務としています。特に当監査法人が重要視している会計監査は、社会的影響力の強い、上場会社の金融商品取引法監査です。そのため、人的リソースをはじめ、多くの経営資源を上場会社の会計監査に集中させています。また、将来に上場会社として日本経済発展への貢献が期待される上場準備会社への IPO 関連業務の提供も積極的に行っていきます。

### (2) 品質向上に向けた取組み

私たち監査法人は、国民経済の健全な発展に寄与することを使命としています。当監査法人は、資本市場に信頼を付与し、社会の期待に応えるためには、高品質な監査の継続的な提供が必要であると考えています。高品質な監査の継続的な提供を実現するためには、品質管理基盤、人材基盤及びそれを支える組織・ガバナンス基盤が最も重要であるとの考えのもと、その維持向上への取組みに最もリソースを投下しています。

## II. 経営管理の状況等

### 1. 品質管理基盤

#### (1) 品質向上への取組み

当監査法人では、監査品質の最終的な責任者である統括代表パートナーのもと、品質管理基盤を支える4つの体制構築及び取組みに重点を置き、監査現場を支えるとともに法人としての品質管理体制の高い実効性を確保しています。

- ① 品質管理体制
- ② 職業倫理及び独立性
- ③ 監査契約の新規締結及び更新
- ④ 品質管理システムのモニタリング

#### (2) 品質管理体制

当監査法人の品質管理システムに関する最高責任は統括代表パートナーが負うこととしています。品質管理システムの整備及び運用に関する責任は品質管理担当責任者が負うこととしています。当監査法人は、組織・業務分掌規程により品質管理を専任で担う部門として品質管理部門を設けており、品質管理責任者を含むパートナー6名及び職員3名の計9名により構成され、主要な業務毎に主担当と副担当を決めています。品質管理責任者は年間の品質管理業務をリスト化・時系列化し、毎月の品質管理部会でその対応状況のモニタリングを行うこととしています。

なお、統括代表パートナーは社員会で選任し、品質管理担当責任者は統括代表パートナーが指名し社員会で承認することとしています。

##### ① 監査業務における指揮、監査及び査閲

個別監査業務を指揮する監査責任者は、その職責を果たす適性、能力及び十分な時間の確保ができるること等を勘案し、社員会の決議により選任しています。監査責任者は、監査チームメンバーの指揮、監督及び査閲を行うため、頻繁に監査現場へ出向く体制を整備しています。また、監査業務の受嘱に際しては、監査チームメンバーの過去の監査業務の実務経験、知識、能力及び従事時間の確保等を十分に検討しています。

##### ② 審査

当監査法人では、「審査規程」を定め、全ての監査業務について、審査担当者による審査を受審することとしており、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針としています。監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理担当責任者は、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、最終的には社員会により相違を解決することとしています。審査担当者は、審査を実施するための十分な時間を含む適性及び能力を有しているか等を勘案し、統括代表パートナーが審査担当候補者を指名し、社員会の決議により決定しています。

##### ③ 専門的見解の問合せに関する方針及び手続

当監査法人では、「専門的な見解の問合せに関する細則」を定め、専門性が高く判断に困難が伴う重

要な事項や見解が定まっていない事項に関し、専門的な見解の問合せを実施することとしています。

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしています。

当監査法人では、監査チームが監査業務の実施の過程で高度な専門知識が必要となる領域については、各分野の専門家と連携が可能となる体制を構築しています。

### (3) 職業倫理及び独立性

監査法人は監査業務を通じた社会の要請や期待に応えるための基盤として、高い職業倫理意識の保持と独立性の確保が要求されています。当監査法人は、高い職業倫理意識の保持と独立性の確保の徹底に向けた体制の整備・運用を図っています。

#### ① 職業倫理

当監査法人は、「適格性管理規程」において、全職員が監査法人の社会的役割を自覚し、その職責を果たすための高い職業倫理意識の保持を求めています。特に業務執行社員については、監査の全過程において職業倫理の保持に留意して業務を実施しています。職業倫理意識の保持の徹底を図るため、毎年全パートナー及び専門職員から「職業倫理遵守の確約書」の提出を求めるとともに、職業倫理に関する研修の受講を必須としています。

#### ② 独立性

当監査法人は、我が国の法令及び日本公認会計士協会の倫理規則を反映した「適格性管理規程」において、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するための方針及び手続を定めています。また、全てのパートナー及び職員に対し、独立性に関する年次確認手続を実施することで、独立性の遵守状況をモニタリングしています。

#### ③ インサイダー取引防止

インサイダー取引を防止するため、「インサイダー取引防止規程」を制定し運用しています。当監査法人の全構成員にその遵守を義務付け、研修するとともに毎年3月末に規程遵守に関する宣誓書を入手します。

### (4) 監査契約の新規締結及び更新

当監査法人では、品質管理規程の規定を受けて「新規受嘱の方針細則」を定め、以下の全てを満たすことを確認し、適切な承認を得た場合にのみ関与先との契約の新規締結及び更新を行うこととしています。

- ・当監査法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること
- ・当監査法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること
- ・当監査法人が、関与先の誠実性及び倫理的価値観を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を

及ぼす事項がないこと

また、契約の更新に際しては、当年度又は過年度における監査業務の実施中に生じた重要な事項と、それらが契約の更新に与える影響を評価し、その結果に応じた適切な承認を得ることを求めていきます。さらに、契約の新規締結及び更新に際しては、高品質な監査の提供を実現するために、採算性も含め、受入・継続の判断を行っています。

#### (5) 品質管理システムのモニタリング

当監査法人では、法人内でのモニタリング結果及び外部機関による検査結果等を継続的な品質改善活動に活用し、監査品質の維持・向上に努めています。法人内でのモニタリング結果及び外部機関による検査結果等は、社員会にて全パートナーに共有され、各監査業務に従事する専門職員へ伝達しています。

##### ① 法人内でのモニタリング

###### a. 法人レベルの品質管理システムのモニタリング

法人レベルの品質管理システムのモニタリングは、品質管理基準報告書第1号(以下「品質管理基準」)に即して策定した当監査法人の品質管理の方針に基づき、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成るリスク評価プロセスをデザインし適用しています。法人全体の品質管理の仕組みが品質管理基準に従って適切に整備及び運用されているかについて、年次で自己評価します。

###### b. 個別監査業務レベルの品質管理モニタリング(完了した監査業務の検証)

個別監査業務レベルの品質管理モニタリング(完了した監査業務の検証)は、個別監査業務が監査に関する基準等に従って適切に実施されているかについて評価しています。この検証の対象となる監査業務は、品質管理規程の定めに従い、一定サイクルに従い実施しています。この検証の担当者は、モニタリング活動を効果的に行うための十分な時間を含む適性及び適切な能力を有することを勘案し、社員会にて選任しています。

##### ② 外部機関による品質管理レビュー

当監査法人は、法人内でのモニタリング以外にも自主規制団体である日本公認会計士協会(JICPA)による品質管理レビューを受けています。監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果に応じて、改善勧告が行われるとともに、注意・厳重注意・監査業務の辞退勧告等の措置が講じられることがあります。

## 2. 組織ガバナンス基盤

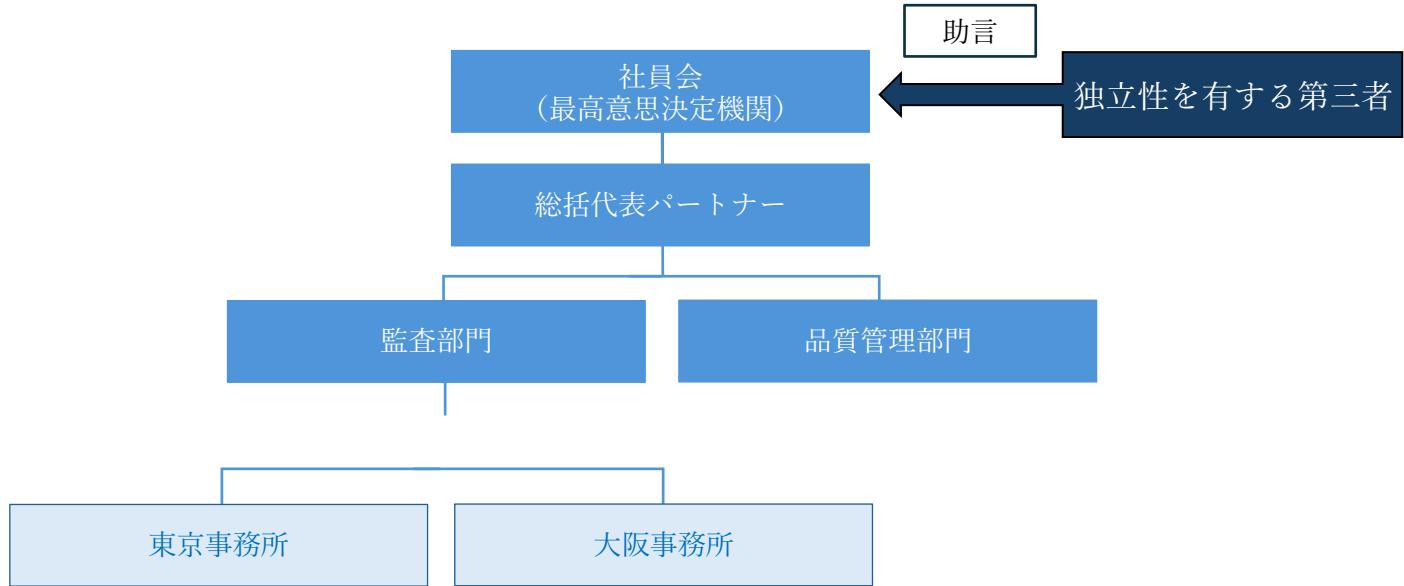
### (1) ガバナンス体制

当監査法人は、出資者である社員(パートナー)により経営される監査法人です。組織体制としては、最高意思決定機関である社員会による決定のもと、最高経営責任者である統括代表パートナーを筆頭とした各パートナーが経営執行を行っています。また、統括代表パートナーから監査品質の維持向上に向けた取組みに関して定期的にメッセージを発信することや、パートナーを含めた全構成員が相互に積極性をもった

コミュニケーションを図る機会を創出することで、監査品質への姿勢を全従業員へ浸透させるとともに開放的な組織文化・風土の醸成に注力しています。

## 当監査法人の組織図

2025年6月30日現在



### (2) 社員会

社員会は、出資者であるパートナー全員で構成され、当監査法人の最高意思決定機関として、法令又は定款に規定する事項及び経営に関する重要事項の決議を行います。

社員会は定時社員会を毎月開催し(必要に応じ随時臨時社員会も開催)、法人運営に関する事項や監査上の重要論点等品質に関する情報交換や自由闊達な議論を行い、パートナー間での認識や見解の統一を図っています。特に重要な決定事項は各役職員に伝達し周知徹底を図ることとしています。

また、最高経営責任者を除くすべてのパートナーが品質管理業務、審査業務、点検業務、セキュリティ業務を担当し業務運営を行い、最高経営責任者が各担当の業務執行をモニタリングし、それを社員会で牽制することにより、その適正性を確保しています。

### (3) 経営の監督・評価

当監査法人では、社員会による決定及び各パートナーの経営執行の実効性を監督・評価するため、独立性及び監査業界への深い知識や知見を有する社外有識者による経営評価委員を設置しています。

経営評価委員には、定期的に社員会に出席し、経営機関等による経営機能の実効性を評価し助言してもらっています。

#### (4) 非監査業務の提供方針

非監査業務は受嘱しない方針としています。

### 3. 人的基盤

#### (1) 人的基盤の強化に対する基本的な方針

近年の監査業界では IT を活用した最新の監査手法も開発されていますが、当監査法人は、高品質な監査の提供を実現するための根幹は人であり、人材基盤の強化が最重要事項であると考えています。

当監査法人では、「1.プロフェッショナル人材の確保」、「2.人材育成体制」及び「3.多様な働く環境の整備」に重点を置き、人材基盤の強化を図っています。

##### ①人材採用

###### a. 人材採用に関する基本的な方針

当監査法人では、「経営理念を理解し、共通の価値観を持てる人材」の確保・育成を基本的な方針とし、多様なバックグラウンドを持つプロフェッショナル人材の採用を積極的に行ってています。公認会計士及び公認会計士試験合格者に限らず、高品質な監査の提供の実現に不可欠な専門職員や監査アシスタントについても採用を行っています。特に、IT・デジタル化が進む経済環境に対応するために、IT の専門知識を有する職員の採用も積極的に進めていく方針です。

###### b. 人材の確保

人材の確保については、総務部による、公認会計士試験論文式試験合格者の採用のためのリクルート活動及び会計・監査ジャーナル(求人広告掲載)や JICPA Career Navi(求人情報)等を利用した監査法人退職者等の中途採用を実施しています。

##### ②人材育成

###### a. 研修に対する基本的な方針、体制及び実績

当監査法人において、専門職員に必要とされる適性や能力を維持・開発させるために、専門職員全員が継続的に研修を受講することの重要性を強調・徹底しています。日本公認会計士協会所定の「継続的専門能力開発制度(CPD)」については、全ての専門職員に対して毎年 3 月末までに年間 40 単位以上の取得を義務付けており、専門要員全員の履行を確認しています。また、日本公認会計士協会のオンライン研修( CPD Online)の中から、監査品質管理及び職業倫理に係る研修テーマを中心に、毎年、必須研修項目を選定し、監査業務に従事する公認会計士全員に受講をするよう指示しています。

###### b. 人事評価制度の概要

当監査法人では、構成員の業務の成果を評価し、年に 1 回の定期的なフィードバックを実施することで、構成員個人の持続的な成長を促すとともに、法人としての監査品質向上に資するものと考えています。

#### (2) 職員の人事評価

職員の評価においては、監査品質の維持向上への姿勢を重視するとともに、監査業務の効率性や問題解決

能力、責任感といった点を評価ポイントとしています。職員の給与及び賞与については、最終的な評価結果及び業務経験等を総合的に勘案して決定しています。

### (3) パートナーの人事評価

監査業務に従事するパートナーの評価においては、多角的な視点から実施しますが、品質管理への貢献を最も重視しています。パートナーの報酬については、最終的な評価結果に加え、外部検査等の結果や法人業績等を総合的に勘案して決定しています。

## 4. IT 基盤

当監査法人では外部のシステム監査技術者にIT基盤整備業務を委託しております。

### (1) ITに関する基本方針

IT基盤の整備については当監査法人の重要テーマのひとつと考えています。当監査法人では、IT技術の進歩をキャップアップしながら、セキュリティレベルの維持・向上、品質向上のためのデータ分析等監査ツールの導入、働き方改革などに対応するためのITによる業務効率化の推進を進めていきたいと考えています。

### (2) 情報セキュリティ

当監査法人は、社会的信頼性の高い業務を提供するに当たり、取り扱う情報の漏洩や消失といった事態を未然に防ぐべく、必要となるセキュリティ対策を実施するための情報セキュリティ・ポリシー規程及び情報セキュリティ対策規程を定めています。情報セキュリティ・ポリシー規程において、対象とする情報の範囲、対象者と適用範囲、管理教育体制、情報の分類、情報の保管期限、実施状況の点検などを定めており、情報セキュリティ担当者が定期的にセキュリティ実施状況の点検を実施することとしています。情報セキュリティ基本方針を遵守するために、情報セキュリティ対策規程を設け、システム対策基準、アクセス管理基準などを定めています。

### (3)電子調書の実施

会社から入手した電子記録〔取締役会議事録、添付書類、内部監査調書(エクセル、PDF)などを含む〕は、独立のDVD-Rに書き込み電子調書としています。

## 5. 財務基盤

### (1) 財務基盤の健全性

監査品質を維持向上していくために必要となる人材の採用・育成やIT活用のための投資を継続していくためには、財務基盤の健全性が重要と考えております。当監査法人では、借入をすることなく十分な運転資金を確保しておくとともに自己資本比率を高い水準で維持できるよう運営しています。

### (2) 報酬依存度

当監査法人の業務収入に占める特定の被監査会社に対する報酬依存度が、「倫理規則」で求められている 15% を超えた場合、品質を高めるためにセーフガードを適用します。当法人は被監査会社を堅実に拡大し、報酬依存度の問題が起こらないよう努力してまいります。

## 6. 国際対応基盤

### (1) グローバルネットワークへの加盟状況

当監査法人は、現時点ではグローバルネットワークには加盟していません。

### (2) 海外子会社等の監査

海外展開するクライアントの海外子会社等の監査に際しては、国際監査基準（ISA）も考慮しながら、以下の対応を取ることとしております。

- ・監査リスク等を考慮し、海外子会社等に自ら往査するとともに、リモートにて監査証拠を入手することにより十分かつ適切な監査証拠を入手します。
- ・当監査法人は他の法人等との包括的な業務提携等の関係にはありませんが、必要に応じて海外の他の監査人等の業務の利用を行うことを想定しております。なおこの場合は、海外子会社等の監査人の独立性及び能力を評価し、メール及びオンラインでの面談により、海外子会社等の監査人と十分なコミュニケーションを図ります。

## (別紙) 監査法人のガバナンス・コードの対応状況

当監査法人はガバナンス・コードの全ての原則及び指針につきましてコンプライの方針としております。

### ■ 監査法人が果たすべき役割

原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
------	--

指針 1-1	指針 1-2	指針 1-3	指針 1-4	指針 1-5	指針 1-6
監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の職員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	監査法人は、法人の業務における非監査業務の位置付けについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワ
・資本市場のインフラ機能としての社会貢献という社会的使命を果たすために、高品質な監査の提供の継続を最重要事項と認識し、監査品質の維持向上に向けた取組みに関して、統括代表パートナーより全構成員に対して定期的にメッセージを発信しています。	・当監査法人の基本理念、経営理念、及び組織風土を法人の全構成員が共有し、さらに統括代表パートナーが折に触れてこれらを確認するメッセージを発信しております。	・当監査法人では、職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮できるように、監査品質の維持向上への姿勢・品質管理への貢献を重視して構成員の評価を行うとともに、多様な人材の活躍・多様な働き方が可能となる職場環境の整備に注力しています。	・当監査法人では、定時社員会を毎月開催し法人運営に関する事項や監査上の重要論点等品質に関する情報交換や自由闊達な議論を行い、社員間での認識や見解の統一を図っています。 ・また、統括代表パートナーから監査品質の維持向上に向けた取組みに関して定期的にメッセージを全構成員に発信することや、パートナーを含めた全構成員が相互にコミュニケーションを図る機会を創出することで、監査品質への姿勢を全従業員へ浸透させるとともに開放的な組織文化・風土の醸成に注力しています。	・当監査法人では、高品質な監査の継続的な提供を実現するためのリソース確保の観点から、短期調査業務及びIFRS導入支援等の非監査業務は受嘱せず、原則として監査業務のみを実施する方針としています。 ・また、監査手続に新たな目線を取り入れることや、監査業務以外の専門的知識を習得すること等による監査品質の向上を目的とし、利益相反や独立性に関連するリスク等による監査業務への影響がないこと等の諸条件を満たした場合に限り、パートナー及び職員による兼業・副業を認めています。	・グローバルネットワークに加盟していないため、記載事項はありません。

	ークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。
--	---

## ■ 組織体制(1/2)

原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。
------	---

	指針	対応状況
指針 2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人では、最高意思決定機関である社員会による決定のもと、最高責任者である統括代表パートナーを筆頭とした各パートナーが経営執行を行っています。</li> <li>統括代表パートナーを除くすべてのパートナーが品質管理業務、人事業務、総務業務、経理業務を担当し業務運営を行い、統括代表パートナーが各担当の業務執行をモニタリングし、それを社員会で牽制することにより、その適正性を確保しています。</li> </ul>
指針 2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員会を定期的に開催し、監査業務管理、審査、人材開発、情報システム、その他品質管理活動に関する協議、決定、進捗管理等を行っています。社員会で決定した事項は、当法人内の会議や研修等で構成員に周知・徹底とともに、品質管理責任者が中心となって品質を重視した運営を行っています。</li> </ul>
	・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査責任者が頻繁に監査現場へ出向く体制を整備とともに、審査担当者による審査体制を整備しています。また、専門性が高く判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関しては、法人内外の専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行う体制を整備しています。</li> </ul>
	・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査責任者が頻繁に監査現場へ出向き、監査チームメンバーや監査クライアントとの間で適時に情報交換できる体制を整備しています。</li> </ul>
	・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査品質の維持向上への姿勢・品質管理への貢献を重視して構成員の評価を行うとともに、多様な人材の活躍・多様な働き方が可能となる職場環境の整備に注力しています。</li> </ul>
	・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会全体、監査業界におけるデジタル化の進展に対応するために、監査現場においては来年度をめどに全上場会社監査業務において電子監査調書を導入する予定です。</li> <li>また、IT人材の採用にも注力しています。</li> </ul>
指針	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査	・パートナーはその経歴等に基づき適性を判断の上、社員

2-3	実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	会の決議により選任しています。 ・統括代表パートナー及び品質管理担当責任者は、その経歴等に基づき適性を判断の上、社員会での検討及び決議により選任しています。
-----	---	---

## ■ 組織体制(2/2)

原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
------	---

	指針	対応状況
指針 3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	・当監査法人では、最高意思決定機関である社員会による決定のもと、最高経営責任者である統括代表パートナーを筆頭とした各パートナーが経営執行を行っていますが、社員会による決定及び各パートナーの経営執行の実効性を監督・評価するため、独立性を有する第三者による「経営評価委員」を設置し、ガバナンスの強化を図っています。
指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	・当監査法人では、経営評価委員に独立性を有する第三者を選任しています。 ・当該社外有識者の公正かつ客観的な視点を活用し、経営機能の実効性や透明性を確保することで、監査品質の向上に資することを期待しています。
指針 3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	・当監査法人では、経営評価委員が定期的に社員会に出席し、以下の事項についての助言・提言や関与を通じてその機能を実効的に果たすための環境を整備しています。 ✓ 経営機能の実効性 ✓ 組織的な運営の実効性に関する評価 ✓ 経営機能を果たす人員の選退任、評価及び報酬の決定過程 ✓ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定 ✓ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関等がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	・経営評価委員がその機能を実効的に果たすことができるよう、社員会の出席以外にも統括代表パートナー及び各パートナーとのコミュニケーションの機会を確保することで、適時・適切な情報が提供され、業務遂行に当たって補佐が行われる環境を整備しています。

## ■ 業務運営

原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
------	---

	指針	対応状況
指針 4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人では、監査責任者が頻繁に監査現場へ出向くことで、監査チームメンバーや監査クライアントから必要な情報が適時に共有される体制を整備しています。</li> <li>重要な論点等監査品質に関する情報については社員会で情報交換や議論を行っています。</li> </ul>
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人では、職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮できるように、専門職員全員が継続的に研修を受講することの重要性を強調・徹底しています。</li> <li>また、構成員の評価にあたっては、監査品質の維持向上への姿勢・品質管理への貢献を重視しています。</li> </ul>
指針 4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
	・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査チームの編成に際しては、監査業務の理解や実務経験、IT を含む専門知識、監査クライアントの属する産業に関する理解等を総合的に勘案し、人員を配置しています。</li> </ul>
	・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人では、IPO 支援、AUP 業務及び IFRS 導入支援等の非監査業務については現状、行っていませんが、利益相反や独立性等のリスクの有無といった監査業務への影響を十分に検討の上で、業務の機会を提供することも将来的に考慮しています。</li> <li>また、事業会社等への出向は行っていませんが、事業会社出身者など多様なバックグラウンドを持つ人材を採用することで、知見や経験を監査業務へ活用することとしています。</li> </ul>
	・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成員の評価にあたっては、監査品質の維持向上への姿勢・品質管理への貢献を重視するとともに、業界への理解や知見や経験による監査業務の効率性や問題解決能力も評価ポイントしています。また、構成員の知見や経験を十分に活用するために、監査チームの編成は定期的に見直しを行っています。</li> </ul>
	・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人では、職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮できるように、専門職員全員が継続的に研修を受講することの重要性を強調・徹底しています。</li> <li>また、監査手続に新たな目線を取り入れることや、監査業務以外の専門的知識を習得すること等による監査品質</li> </ul>

		の向上を目的とし、利益相反や独立性に関連するリスク等による監査業務への影響がないこと等の諸条件を満たした場合に限り、パートナー及び職員による兼業・副業を認めています。
指針 4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての監査クライアントと経営者ディスカッション及び監査役等とのディスカッションを定期的に行い、監査上のリスク等についての深度ある意見交換を行っています。</li> <li>・また、監査責任者が頻繁に監査現場へ出向き、被監査会社との間で適時に情報交換できる体制を整備しています。</li> </ul>
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人内外からの通報に関し、方針と手続を整備するとともに、当監査法人のホームページにおいて通報窓口を設置しています。</li> <li>・また、通報者のプライバシーが十分に尊重されるとともに、不利益を受けることがないように厳重な保護措置が取られることを法人内規にて定めています。</li> </ul>

## ■ 透明性の確保

原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
------	---

	指針	対応状況
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等、わかりやすく説明すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本報告書において、本原則の適用の状況や監査品質向上に向けた取組みについて説明しています。</li> </ul>

指針 5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> <li>・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</li> <li>・法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</li> <li>・経営機関の構成や役割</li> <li>・監督・評価機関の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方</li> <li>・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価</li> <li>・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</li> <li>・監査法人における品質管理システムの状況</li> <li>・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）</li> <li>・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針</li> <li>・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</li> <li>・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</li> </ul>	<p>・本報告書において、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から透明性の確保に向けた取組みについて説明しています。</p>
-----------	---	--

指針 5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</li> <li>・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）</li> <li>・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</li> <li>・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グローバルネットワークに加盟していないため、記載事項はありません。</li> </ul>
指針 5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当監査法人では、ホームページにおいて監査品質に関する報告書の公表及び監査品質向上に向けた取組に関する問合せ窓口を設置し、法人外部からの意見を収集できるよう計画しています。</li> <li>・ また、監査クライアントの経営者との定期的なディスカッション、証券会社やベンチャーキャピタルとのコミュニケーション、各種研修・セミナー等への参加を通じ、監査品質の向上に向けた取組み等についての意見交換に努めています。</li> </ul>
指針 5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当監査法人では、本報告書において公表している本原則の適用の状況や監査品質向上に向けた取組みについて、適用状況や実効性を定期的に社員会にて議論し、評価しています。</li> </ul>
指針 5-6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>監査クライアントの経営者とのディスカッション、資本市場の参加者との意見交換及びホームページ等を通じて得た有益な情報については、社員会にて共有し、組織的な運営の改善に向けて活用しています。</p>